

在ネパール大使館の注意喚起（安全情報19-11）

ネパールにおける鳥インフルエンザの人への感染について

5月3日

ネパール在留邦人の皆様及び旅行者の皆様へ

在ネパール日本国大使館

●ポイント

ネパール政府は、3月下旬に死亡したバクタプール郡在住の男性が、検査の結果、鳥インフルエンザ・ウイルス（H5N1）に感染していたことが確認されたと発表。

1. 5月2日、ネパール政府は、3月下旬に死亡したバクタプール郡在住の21歳男性が、検査の結果、鳥インフルエンザ・ウイルス（H5N1）に感染していたことが確認されたと発表しました。

2. 今回の事例は、ネパールにおいて、鳥インフルエンザの感染により死亡が確認されたはじめての事例ですが、感染経路は明らかとなっていません。

3. 在留邦人の皆様におかれましては、報道等から最新の情報を入手して頂くとともに、以下により安全確保に努められるようお勧めします。

- (1) 手洗い、うがいなど通常の感染症予防対策を励行すること。
- (2) 養鶏場や生きた鳥を扱う市場への立ち寄り、接触を避けること。
- (3) 死んだ鳥や放し飼いの家禽との接触を避けること。
- (4) 鳥の排泄物に汚染されたものを直接触らないこと。
- (5) 調理の際に加熱すること。
- (6) 高熱を伴う呼吸器症状が出た場合は、ためらわず最寄りの信頼できる医師あるいは病院を受診すること。

4. この病気に関する詳細については、

厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>)

世界保健機構（WHO）ホームページ

(https://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/)

をご参照下さい。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡下さい。

※ 5月1～3日は休館日となりますのでご注意ください。

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。

(了)